第

5 7 7 3

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 8月 14日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## ♀ e-Tax 利用の簡便化

 $\mathbf{Q}$ : e-Taxの利用が簡便化されるようですが、どのようになるのですか?

 $oldsymbol{A}$ : 平成31年1月から利用できるようになるようです。

## 【解説】

先ごろ、国税庁から「国税庁レポート」が公表され、「納税者サービスの充実と行政効率化のための取組」の中にe-Tax利用の簡便化についての取組が記載されています。

それによりますと、マイナンバーカードに標準的に搭載される電子証明書やマイナポータルの認証連携機能を活用して、個人納税者のe-Tax利用を簡便化するためのシステム修正を進めており、平成31(2019)年1月から利用できるように取り組んでいるとのことです。具体的には、次のようになるようです。

- ①マイナンバーカードによるe-Tax利用 マイナンバーカードを用いてマイナポータ ル経由又はe-Taxホームページなどから e-Taxヘログインするだけで、簡易な設定で e-Taxの利用を開始し、申告等データの作 成・送信ができるようになります。 この場合には、これまで必要だった開始届 出書の提出やID・パスワードの取得が不要 になります。
- ②ID及びパスワードによるe-Tax利用 マイナンバーカード及びICカードリーダラ イタを取得していない者については、厳格 な本人確認をした上で、税務署長がe-Tax用 のID・パスワードを通知し、電子申告する ことができるようになります。







